年金相談日を設けます

あなたの〝年金受給権〟はだいじょうぶでしょうか。

年金を受けるために必要な期間は、人によって（生年月日など）違います。

まだ加入していない人、過去に未納期間のある人、過去や現在厚生年金など各種年金に加入していたりしていても年金につながる期間に〝不足する人〟など、ご注意ください。

これらの方は〝最後のチャンス〟です。特例納付期間内（昭和55年6月30日まで）に受給権を確保してください。

市民すべてが年金を

次の日程で〝年金相談日〟を設けます。夜間も開きますので、平日こられない方など、多数おいでください。

■と　き・10月28日（日）
　午後1時～午後8時

■ところ・
- ○植野公民館（領石支所西隣り）……上倉、瓶岩、久礼田、岡豊、国府各地区
- ○市役所年金係……後免、大篠、野田、岩村、長岡、日章（久枝を除く）各地区
- ○三和地区公民館……三和、稲生、十市各地区
- ○南部福祉館……前浜、久枝各地区

■相談員・県年金課、社会保険事務所、市年金係各職員

なお、この日にこられない人は、平日市民課年金係で相談をうけています。

【市民課年金係】

山林所有者のみなさんへ!!

間伐林分の研修会を開催

〝間伐林分の研修会〟が次のように開かれます。

これは、各地に間伐を必要とする山林があり〝現地研修を行ってほしい〟との要望があり、香北林業指導出張所の主催で開かれるもの。参加料は無料、多数ご参加ください。

なお、資料などの準備の関係で、参加希望者は10月25日（木）までに市役所産業経済課へ申込んでください。

◪とき・54年10月30日（火）午前9時30分～

◪集合場所・南国市成合（国道32号線、根引峠南側若宮温泉入口広場）

◪服装・作業服

◪持ってくるもの・のこぎり、なた、筆記用具

【産業経済課】

心身障害者扶養共済制度が改正されました

この制度は、高知県が昭和四十六年十月より実施しているもので、加入できる方は精神薄弱者および身体障害者の障害程度が一級から三級までに該当する方などの保護者に限られています。

①制度改正のねらい

心身障害者の生活の安定と福祉の増進をはかるため、加入年齢要件のかん和、加入口数の追加で実質的に年金を増額しようとするものです。

②改正の内容

区分	内容
特約	すでに加入している者と45歳以下の新規加入者は新たにもう一口加入できる。
年齢緩和	今の制度では加入できない45歳以上65歳未満の者も加入できることにする。
口数追加	年齢緩和措置により加入した者が新たにもう一口加入できる。

加入希望者やおたずねは福祉事務所社会係まで。

【福祉事務所社会係】

大篠地区体育会を結成!!

体をきたえ、親睦を深め心から話し合うために……

以前から結成の必要性がいわれていた〝体育会〟が地区有志のかたの努力でできました。役員は次のとおりです。よろしく……。

▽会長　長野正文▽副会長　鐘川純生　橋田起治　▽理事長　武市憲雄　▽常任理事　島内三男　沢村節雄　溝渕勝

その他理事、会計、監査も各部落から選ばれています。

法律相談

今回の法律相談は年に一回の特別な催しで、弁護士三名が出席、みなさんの相談にのってくれます。秘密は絶対に守られます。困っておられる方はぜひこの機会に相談されますようおすすめします。

■とき・10月27日（土）
　午前9時～12時

■ところ・社会福祉センター

【社会福祉協議会】

善意の箱

このほど、大地の関田長生さんから亡くなられたお母さんの香典返しとして三十万円が、また南三畠の公文四郎さんから亡くなられたお父さんの香典返しとして三十万円が、社会福祉協議会へ届けられました。

社会福祉事業のために使わせていただきます。どうもありがとうございました。

【社会福祉協議会】

部落連絡員さん、お手数ですが

連絡員のみなさん、いつも広報など市の文書を配付していただきありがとうございます。

ところで、これら文書はこれまで1日号と15日号の広報紙といっしょに月二回お願いしていますが、10月、11月については〝衆議院議員〟〝市議会議員〟〝市長〟〝知事〟の選挙があり、お届けする文書が数度にわたりたいへんご迷惑をおかけしています。

選挙については、法に定められた期限などともあり広報といっしょにお送りできない事態が生じていますし、職員採用のお知らせについてもやむをえず単独でお送り申しあげたわけです。

また、広報委員会でも、広報なんこく10月15日号と市制施行20周年記念号、記念タオルをいっしょに市内各戸へお届けする予定でしたが、都合により記念号とタオルは20日以降に配付することになりました。

ご多忙のところお手数をおかけしますが、ご了承のうえ各戸へ配付くださるよう、お願いします。

【管理課・企画財政課】

五十四年度　市職員採用試験

申込受付は10月8日～10月22日

◪試験の区分と採用予定人員

▽行政＝若干名（一般行政事務の補助的業務に従事）

▽保母＝若干名（保育所の業務に従事）

▽技能職＝若干名（保育所、小学校等の給食業務に従事）

▽幼稚園教諭＝若干名（幼稚園の業務に従事）

▽司書職＝一名（図書業務に従事）

▽土木技師＝若干名（土木技術の補助的業務に従事）

▽看護婦＝一名（一般行政事務の業務に従事）

▽消防士＝若干名（消防業務に従事）

◪受験の資格

▽行政＝昭和30年4月2日から37年4月1日までに生れた人。学歴は問いません。

▽保母＝昭和30年4月2日から37年4月1日までに生れた人で保母の資格を持っている人、または55年3月31日までに保母の資格をとれる見込みの人。学歴は問いません。

▽司書職＝一名（図書業務に従事）

▽技能職＝昭和25年4月2日から37年4月1日までに生れた人で調理師の資格を持っている人、または55年3月31日までに調理師の資格をとれる見込みの人。学歴は問いません。

▽土木技師＝昭和30年4月2日から37年4月1日までに生れた人。学歴は問いません。

▽看護婦＝昭和30年4月2日から37年4月1日までに生れた人で看護婦の資格を持っている人、または55年3月31日までに看護婦の資格をとれる見込みの人。学歴は問いません。

▽司書職＝昭和30年4月2日から37年4月1日までに生れた人で司書免許の資格を持っている人、または55年3月31日までに司書免許の資格をとれる見込みの人。学歴は問いません。

▽消防士＝昭和30年4月2日から37年4月1日までに生れた男子で、身長1.6㍍以上、体重52㌔以上、視力1.0以上（矯正視力1.0以上の場合は、裸眼視力0.7以上）その他色盲でないこと、聴力や言語、精神機能が正常で身体強健な人。

◪申込受付の期間

10月8日（月）から10月22日（月）まで。受付は午前9時から午後5時まで（土曜日は正午まで）。なお、郵便による申込は10月22日までに消印のあるもの。ただし、消防士については南国市消防本部で受付をし、郵便による受付はしません。

◪試験の日と場所

▽行政、保母、技能職、幼稚園教諭、司書職、土木技師、看護婦

○第一次試験……11月12日（月）午後1時より南国市役所で。一般的な知識知能についての筆記試験で高校卒業程度のもの。なお、土木については専門的な知識技術などに関する基礎的な筆記試験も行います。

○第二次試験……12月2日（日）南国市役所で。第一次試験に合格した人に対して、作文試験、口述試験、身体検査を行います。

▽消防士

○第一次試験……10月25日（木）午前9時より南国市体育館で体力テスト。

○第二次試験……11月12日（月）午後1時より南国市役所で。第一次試験に合格した人に対して、一般的な知識知能についての筆記試験で高校卒業程度のもの。

◪申込用紙の請求、申込先、試験についてのおたずねは……市役所管理課職員係☎③211（内線423）まで。なお、消防士については消防本部総務係☎③3511まで。

【管理課職員係】